



令和8年度秦野市立幼稚園 入園料・保育料の無償化のご案内

入園料・保育料

- ・市立幼稚園に在園する “すべての方” が無償となります。
- ・無償となる範囲は、入園料と月々の保育料全額が対象です。
- ・新たな手続きは不要です。



無償化の対象とならない費用があります。

教材費、絵本代、牛乳給食代（免除要件あり）などは、保護者の実費負担となります。

令和8年度から、保育を必要とする理由の就労要件が変わります！

預かり保育料

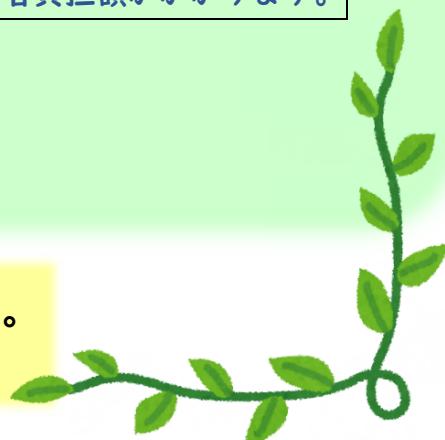
- ・市立幼稚園に在園し、かつ保育を必要とする理由があると認められた方が対象となります。
- ・無償となる範囲は、月額上限11,300円（一日当たり450円）です。
- ・施設等利用給付認定（新2号認定）を受ける必要があるため、別途手続きが必要です。**無償化の認定を受けても、利用状況により利用者負担額がかかります。**

詳細については、中面をご覧ください。



預かり保育は、在園児であればどなたでも利用できます。

※ただし、3歳児プレ保育や体験入園は除く



幼稚園型一時預かり事業 (預かり保育) のご案内

希望者を対象に教育時間終了後から午後6時まで、引き続き在園児をお預かりします。

【利用料】

区分			利用料 (1回あたり)
学期中	1	教育時間終了後（午後2時30分から午後6時まで）	400円
	2	教育時間終了後（午前11時30分から午後6時まで）	700円
長期休業中 (夏休み等)	3	一日利用（午前9時から午後6時まで）	900円
	4	午前利用（午前9時から正午まで）	300円
	5	午後利用（正午から午後6時まで）	600円

認定の手続きをしていただき、施設等利用給付認定（新2号認定）を受けた方は、月額11,300円（一日当たり450円）を上限として利用料が無償となります。
ただし、一日当たり450円の上限があるため、上記利用料区分「2,3,5」を利用した場合、利用者負担額がかかることがあります。

認定の手続きについては、右ページをご確認ください。

【無償となった場合の利用者負担額の例】

下表の【A】が【B】を上回った場合は、その差額が利用者負担額となります。

No.	利用料 (日額)	利用日数	利用料（月額） 【A】	上限額 【B】	利用者負担額
1	400円	10日	4,000円	4,500円 (450円×10日)	0円
2	400円	10日	5,400円	5,400円 (450円×12日)	0円
	700円	2日			
3	600円	10日	6,000円	4,500円 (450円×10日)	1,500円
4	900円	20日	18,000円	9,000円 (450円×20日)	9,000円

【預かり保育を必要とする理由及び提出書類】

保護者が次のいずれかの状況にある場合、預かり保育を必要とする理由があると認められます。

申請にあたっては、「施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届」と「添付書類（下表参照）」を利用開始希望月の前月末日までに秦野市教育委員会教育総務課（秦野市役所教育庁舎2階）へ提出してください。

添付書類については、指定の様式がありますので、ホームページからダウンロードしていただくか、幼稚園または教育総務課窓口でお受け取りください。

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況（要件）	提出書類
1 (※1)	就労	月64時間以上働いている	・就労証明書【様式あり】 《新規に就労する場合》 雇用開始から3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 《自営業、親族の経営する事業に従事している場合》 第三者証明(税理士等の署名または民生委員の調査書【様式あり】)、または確定申告書や開業届等、自営業に従事していることが確認できる書類の添付が必要です。
2	妊娠・出産	産前産後（予定日の8週前（多胎妊娠は10週前）の日の翌月から、出産後8週の日の月末まで）	・母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し ☆併せて父の理由と添付書類が必要です。 (例) 父：就労・・・・就労証明書 母：妊娠・出産・・母子手帳該当ページ
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気や障害がある	・医師の診断書(保育が困難であること、その期間の記載が必要です。)、障害者手帳の写し 等 ☆父・母それぞれに理由と添付書類が必要です。
4 (※2)	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している	・医師の診断書等、申立書、スケジュール表 ☆父・母それぞれに理由と添付書類が必要です。
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている（認定期間は最大2か月）	・申立書 ☆父・母それぞれに理由と添付書類が必要です。
6 (※2)	就学	学校や職業訓練校等に通っている ※就労と同様の時間条件が適用されます。	・在学証明書、時間割表 等 ☆父・母それぞれに理由と添付書類が必要です。
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている	・罹災証明書、申立書

※1 就労の場合、就労時間が預かり保育実施時間と重なっていない場合も、審査の対象となります。

※2 NO. 4、6については、就労と同様の時間条件が適用されます。

☆離婚調停中等で配偶者と別居している場合は、裁判所からの通知や弁護士等の証明書等を提出することで、配偶者の保育の必要を確認する書類が不要となります。

よくある質問

質問

回答

Q1. 添付する証明書類の有効期限はありますか？

A. 書類提出日現在で、発行後3か月以内のものを有効とします。

Q2. 申請した内容に変更があった場合はどうしたらよいですか？

A. 「施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届」と変更があった部分に関する「添付書類」を提出してください。

Q3. 週3日のパートでも無償化の認定を受けられますか？

A. 雇用形態は問いません。雇用契約の労働時間が月64時間以上の条件を満たしていれば該当します。

Q4. 保育を必要とする要件を満たさない場合、預かり保育の利用はできないのですか？

A. 在園児であれば、どなたでも利用できます。ただし、利用料は全額保護者負担となります。

Q5. 預かり保育利用料の支払いは、どのように行えばよいですか？

A. 園を通じて納付書を配付いたしますので、指定の金融機関の窓口にて預かり保育を利用した翌月の月末までにお支払いください。

★秦野市立幼稚園一覧★

園名	所在地	電話番号
本町幼稚園	文京町1-10	81-0946
南幼稚園	今泉699	81-3606
東幼稚園	寺山509	81-6325
北幼稚園	菩提375	75-1326
上幼稚園	柳川25-3	88-1645
西幼稚園	並木町8-1	88-2663

その他、ご不明点は左表の幼稚園または教育総務課にお問い合わせください。

※各園のホームページは、秦野市ホームページよりご覧ください。

【お問い合わせ】

- 各幼稚園
- 秦野市教育委員会教育総務課（秦野市役所教育庁舎2階）
秦野市桜町1-3-2
TEL(0463)84-2783
- 秦野市ホームページ
<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>

